

4 電柱類の届出摘要範囲

● 景観計画区域

- ・電気の供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の建設等（支持物含む。）は、支持物の高さが20mを超えるもの。

※ 国立公園内に設置する場合は景観の届出は不要となりますので、自然公園法による申請・届出をしてください。

● 景観づくり区域

- ・各景観づくり区域においては、電気の供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の建設等（支持物含む。）は支持物の高さが10mを超えるもの。

※ 国立公園内に設置する場合は景観の届出は不要となりますので、自然公園法による申請・届出をしてください。ただし、野呂山景観づくり区域及び御手洗景観づくり区域、桂浜景観づくり区域の国立公園普通地域においては、高さ10m以上13m未満のものについては届出が必要になります。

※ 景観重要公共施設内に設置する場合は各施設の占用によるため、届出は不要となります。

※ 御手洗重要伝統的建造物群保存地区については、呉市伝統的建造物群保存地区保存条例によるため届出は不要です。

区 域		電柱類の届出適用範囲	摘要の考え方
景観計画区域	呉・川尻・安浦	高さ 20mを超えるもの	遠景、中景を景観形成の対象とするため、電柱類は支障がないと考える。
	音戸・倉橋		
	下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊		
景観づくり区域	呉中央	高さ 10mを超えるもの	近景が景観形成の対象
	アレイからすこじま		近景が景観形成の対象 歴史的まちなみへの調和が必要であると考え
	野呂山		遠景、中景を景観形成の対象とするため、電柱類は支障がないと考える
	音戸の瀬戸		
	桂浜		近景が景観形成の対象 歴史文化的まちなみへの調和が必要であると考え
	三之瀬		
	御手洗		